

柏市

介護保険のかんたん手引き

もくじ

地域の身近な相談窓口「地域包括支援センター」	1
介護保険制度のしくみと介護保険料について	2, 3
認定の申請から介護サービスの利用まで	4, 5
負担割合と支給限度額について／費用の軽減について	6, 7
介護サービス・介護予防サービスについて	8～10
福祉用具貸与・購入、住宅改修について	11
介護予防・日常生活支援総合事業について	12
高齢者在宅福祉サービスについて	13
その他のサービスについて	14
コラム／柏市役所相談窓口	15

地域の身近な相談窓口「地域包括支援センター」

地域包括支援センターとは、高齢者のさまざまな相談に対応する、総合的な相談窓口です。
お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

センター名	電話番号	担当地域	窓口開設時間 月～土(祝日・年末年始を除く)
柏北部地域包括支援センター	04-7140-8818	田中	午前8:30～午後5:15
柏北部第2地域包括支援センター	04-7154-0200	西原、柏の葉	午前8:30～午後5:15
北柏地域包括支援センター	04-7130-7800	富勢	午前8:30～午後5:15
北柏第2地域包括支援センター	04-7179-5500	松葉、高田・松ヶ崎	午前10:00～午後6:00
柏西口地域包括支援センター	04-7142-8008	豊四季台	午前8:30～午後5:15
柏西口第2地域包括支援センター	04-7147-8001	新富、旭町	午前10:00～午後6:00
柏東口地域包括支援センター	04-7168-7070	柏中央、新田原	午前8:30～午後5:15
柏東口第2地域包括支援センター	04-7192-6610	富里、永楽台	午前8:30～午後5:15
光ヶ丘地域包括支援センター	04-7160-0003	光ヶ丘、酒井根	午前8:30～午後5:15
柏南部地域包括支援センター	04-7160-0002	藤心、南部	午前8:30～午後5:15
柏南部第2地域包括支援センター	04-7170-9300	増尾	午前8:30～午後5:15
沼南地域包括支援センター	04-7190-1900	風早北部、風早南部 手賀	午前8:30～午後5:15
沼南地域包括支援センター 高柳相談窓口	04-7199-3660		午前9:00～午後5:15

介護保険制度のしくみと介護保険料について

介護保険はみんなで支えあう制度です。40歳以上のかたが保険料を納め、介護が必要になったら利用者負担1～3割で介護サービスを利用できます。

加入者

第1号被保険者

65歳以上のかた全員



- 原因を問わず、要介護認定申請をして、介護が必要と認定された場合に、介護サービスを利用できます。
- 介護保険証は、65歳到達(誕生日前日で判断)前月に全員に交付されます(認定前は無効期限なし)。

第2号被保険者

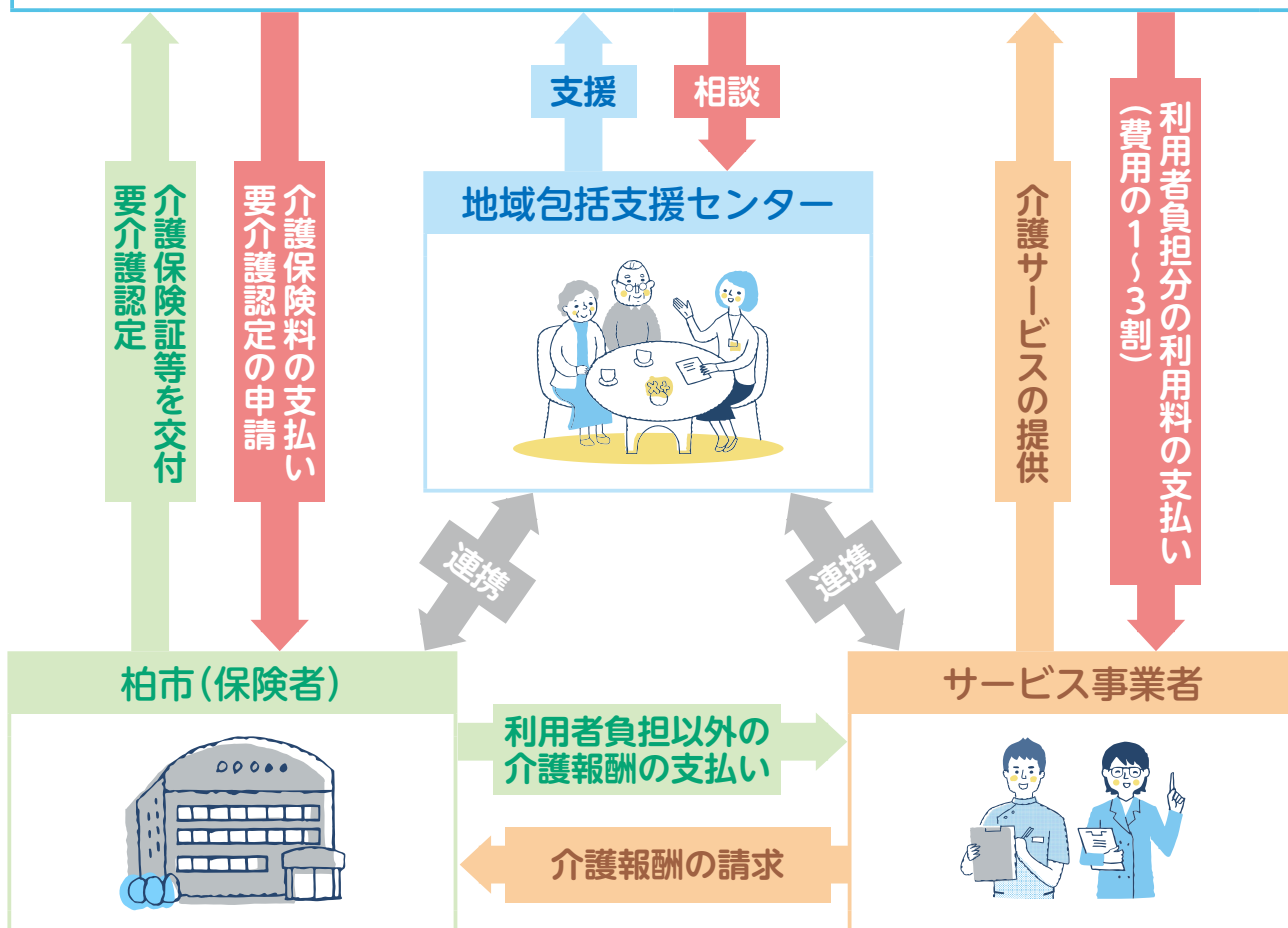
医療保険に加入している40～64歳のかた



- 老化に伴う病気(特定疾病※)が原因で介護が必要と認定された場合に、介護サービスを利用できます。
- 介護保険証は、認定を受けたかたに交付されます。

※ 特定疾病 16種類

- | | | | |
|---|-----------|---------------|---------|
| ● 脊柱管狭窄症 | ● 後縦靭帯骨化症 | ● 閉塞性動脈硬化症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 多系統萎縮症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 | ● 早老症 |
| ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | |
| ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | | ● 初老期における認知症 | |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | ● 関節リウマチ | | |
| ● がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | | | |



介護保険証・介護保険負担割合証

サービス事業者等に提示してください。

介護保険証(正式名称:介護保険被保険者証)

介護保険証は、認定申請時に提出いただき、介護が必要と認定されたら、要介護度や有効期間を記して再交付します。

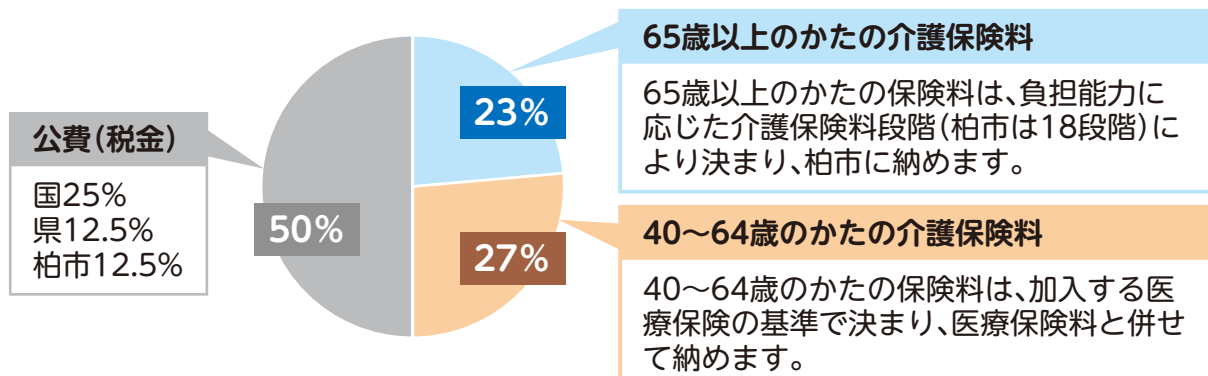
介護保険負担割合証

介護保険負担割合証は、介護認定をお持ちのかたに毎年7月上旬に郵送でお送りします。初めて認定を受けるかたには、認定結果通知と併せてお送りします。

介護保険料について

介護保険は、国、千葉県、柏市が負担する「公費(税金)」と市民1人ひとりが納める「介護保険料」によって運営されています。

●介護保険の財源の内訳(令和6年度～令和8年度)



※64歳までの介護保険料額や納付方法については、加入している医療保険にお問い合わせください。

●65歳以上のかたの介護保険料の納付について

- 納付方法は特別徴収が原則です(介護保険法135条)。特別徴収できない分が普通徴収となります。ただし、65歳到達や柏市への転入から半年～1年程は、特別徴収が間に合わないため、納付書(登録された場合は口座振替)での納付です。

※原則として、年金が年額18万円以上のかたは、準備が整い次第、特別徴収に切り替わります。

特別徴収(年金天引き)	年金振込前に、差し引きします。(開始や支払いの手続きは不要)	
普通徴収 (納付書での納付 または口座振替)	納付書	通知書に同封。金融機関やコンビニ等で納付ください。
	口座振替	納期限日に自動で振替します。(事前登録が必要)

- 災害など特別な事情や住民税非課税世帯で収入が少なく生活が困窮する等で、納付が困難な場合には、保険料の徴収猶予及び減免を受けられることがありますので、ご相談ください。

認定の申請から介護サービスの利用まで

介護保険サービスを利用するには、まず要介護・要支援認定の申請をして、認定を受ける必要があります。認定結果に基づきサービスを利用できるようになります。

まずは各地域包括支援センター(1ページ参照)や高齢者支援課(15ページ参照)で、相談を行いましょう。

1 要介護認定の申請

申請のタイミングについては15ページをご参照ください

本人または家族などが、地域包括支援センター、高齢者支援課、沼南支所福祉担当で申請をします。

郵送申請の場合 [〒277-8505 柏市柏5-10-1 柏市高齢者支援課宛](tel:277-8505) にお送りください。

要介護認定の審査にあたり、主治医に対し、介護を必要とする原因疾患などについて意見書の作成を、市から依頼します。要介護認定の申請をすることを事前に医師に伝え、主治医意見書を書いてもらえるかを確認しておくで安心です。

なお、40～64歳のかたは老化が原因とされる病気(特定疾病)に該当があるかご確認ください(2ページ参照)。

認定申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書(申請窓口・市ホームページにあります)
- 要介護認定のための日常生活状況申出書(申請窓口・市ホームページにあります)
- 主治医の氏名・医療機関名がわかるもの※
※介護が必要となった原因疾患を診ている医師
- 介護保険証の原本
- 健康保険証(郵送の場合はコピー)

申請様式は出張所にもあります。ただし出張所では申請は受け付けておりません。

2 本人の状態などを調査(認定調査)

調査員が自宅などを訪問して、心身の状況などを調査します。

3 審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査をし、要介護状態区分を判定します。

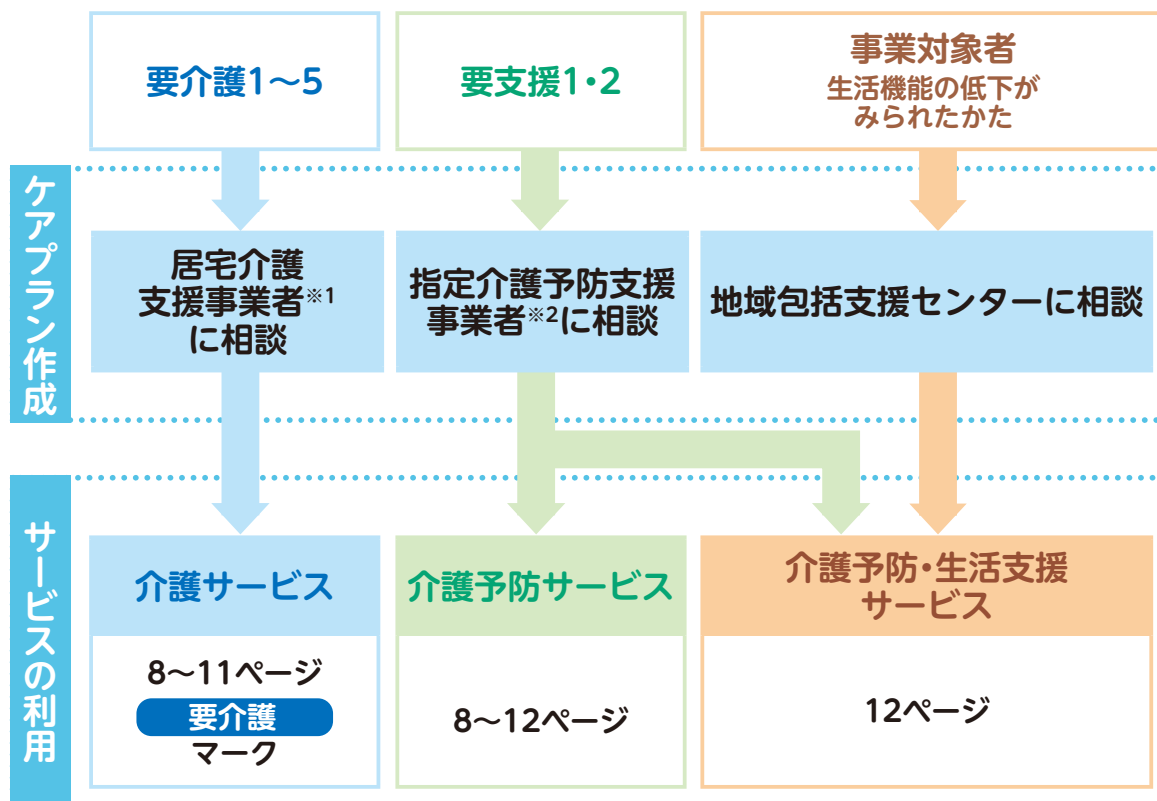
4 要介護状態区分の認定

原則、申請から30日以内に、結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険証」が届きます。認定結果に疑問などがある場合は、高齢者支援課(15ページ参照)に相談してください。

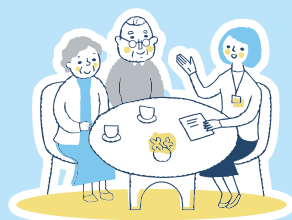
認定結果通知書と介護保険証の内容をご確認ください。
要介護状態区分(要介護1～5、要支援1・2、非該当(自立))に分けて認定されます。
その他の記載内容についてもご確認ください。

5 ケアプランの作成・サービスの利用

ケアプラン(介護サービス計画)を立て、サービスを利用します。



- ※1 居宅介護支援事業者は、市の指定を受けて、ケアマネジャーを設置しています。利用者に適したケアプランを作成し、サービス事業者と連絡や調整を行います。
- ※2 地域包括支援センター又は指定介護予防支援事業者として市の指定を受けた居宅介護支援事業者を指します。



非該当のかたも、健康づくり・フレイル予防事業(12ページ参照)に参加できます。
ご家族や地域包括支援センター職員と相談しながら、ご自身の状況にあった事業に参加しましょう。

6 更新申請

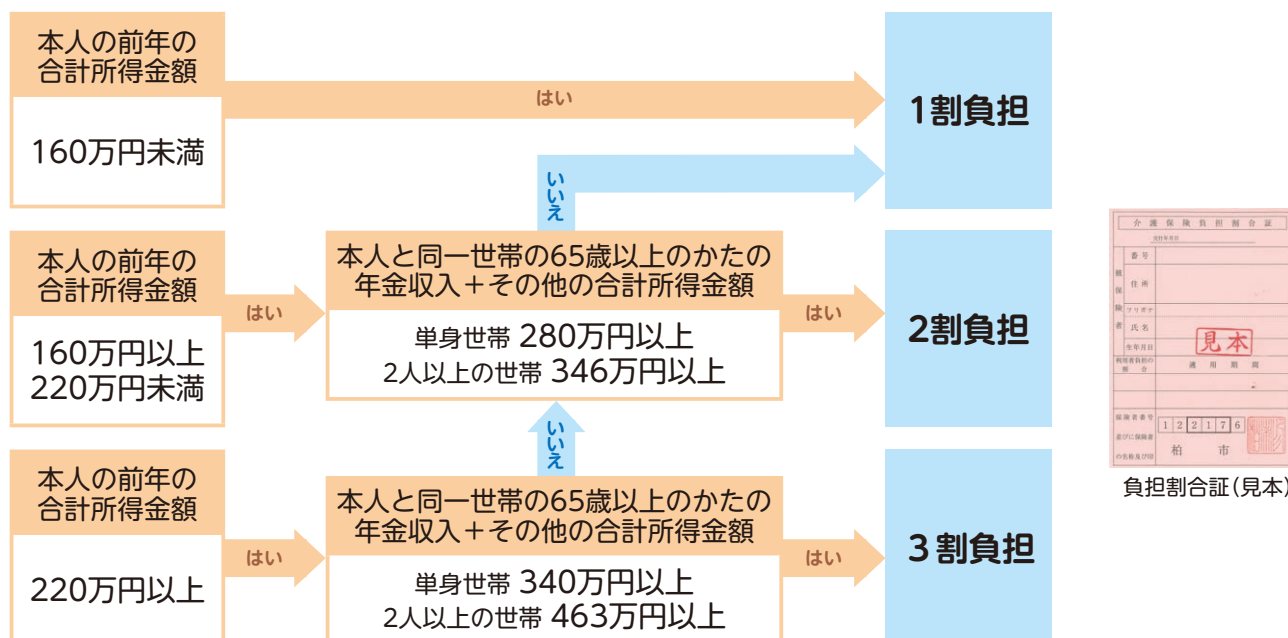
要介護認定には有効期間が定められています。引き続きサービスを利用する場合には、介護保険証に記載のある有効期間が終了する前に更新の申請をする必要があります。

- 更新申請は認定期間満了日の60日前から受付しています。引き続きサービスを利用されるかたは、更新申請書をご提出ください。
- 心身の状況が悪くなったり、必要とされる介護の状況が変化されたときは、いつでも要介護状態区分の変更の申請ができます。

負担割合と支給限度額について

負担割合について

所得金額や世帯内の高齢者数などにより、サービスの利用者負担の割合が1割、2割または3割になります。(初めて要介護認定を受けたとき及び毎年7月上旬に送付される「介護保険負担割合証」に記載があります)



区分支給限度額について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて、サービス利用料金の上限である「区分支給限度額」が決められています。その範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担は1～3割です。ただし、上限を超えて利用した場合は、超えた分について全額が自己負担になります。

●サービスの区分支給限度額(1か月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	5万320円	5,032円	1万64円	1万5,096円
要支援2	10万5,310円	1万531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万295円
要介護2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護3	27万480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護4	30万9,380円	3万938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護5	36万2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円

●上表は1単位10円として単純計算したものです。区分支給限度額は、利用するサービスの種類や事業者の所在地により若干の違いがあります。

●福祉用具購入費と住宅改修費は上記の区分支給限度額に含まれません。

負担割合分以外にかかる費用

- 区分支給限度額を超えた分
- 食費
- 居住費(滞在費)
- 日常生活費など

自己負担が高額になったとき

●高額介護(予防)サービス費(介護保険サービスの自己負担が高額になったとき)

同じ月に利用したサービスの自己負担(施設サービスにおける食費・居住費・日常生活費を除く)が高額になった場合は、1か月の自己負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合算)して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。
(対象と思われるかたには申請書が送付されます)

対象者の区分	該当条件	自己負担上限額／月額
世帯員に住民税課税者がいる	年収約1,160万円以上	14万100円(世帯)
	年収約770～1,160万円未満	9万3,000円(世帯)
	年収約770万円未満	4万4,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税者	下記以外	2万4,600円(世帯)
	前年の合計所得金額と公的年金、収入額の合計が年間80万円以下	2万4,600円(世帯)
		1万5,000円(個人)
	生活保護を受けている人	1万5,000円(世帯)

●高額医療・介護合算制度(介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき)

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合は、介護保険と医療保険のそれぞれの月額の限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して、上限額を超えたときは、申請を行うことで超えた分が後から支給されます。(対象者には医療保険より申請書が送付されます)

所得区分		70歳未満のかた	70歳以上のかた
現役並み	課税所得690万以上	212万円	212万円
	課税所得380万以上	141万円	141万円
	課税所得145万以上	67万円	67万円
一般		60万円	56万円
低所得者Ⅱ		34万円	31万円
低所得者Ⅰ			19万円

費用の軽減について

柏市介護保険居宅サービス利用者負担金助成	生計を同一にする世帯に活用できる資産がないなど、低所得のかたを対象に、20種類の居宅サービスについて、利用者負担金の一部を助成します。 (高齢者支援課への申請が必要です)
社会福祉法人による施設サービス負担額軽減制度	この制度を実施している特別養護老人ホームに入所されているかたで、生計が困難と認められた場合は利用者負担金が軽減されます。 (高齢者支援課への申請が必要です)
柏市家族介護慰労金支給制度	居宅で介護サービスを利用せず、医療機関に月8日以上入院をしていない、要介護4・5の認定者を介護している家族のかたに対し支給するものです。 (対象と思われるかたには申請書が送付されます)

介護サービス・介護予防サービスについて

利用者に適したサービスを組み合わせて利用できます。

利用できるサービスは、要介護状態区分によって異なります。利用可能なサービスは、次のマークでご確認ください。

要介護

介護サービス

要介護のかたがご利用いただけます

要支援

介護予防サービス

要支援のかたがご利用いただけます

地域密着型

地域密着型サービス

原則として、柏市民のかたが受けられるサービスです

自宅を中心に利用する

要介護1～5 訪問介護(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をしてもらいます。
要介護1～5 要支援1・2 訪問入浴介護	自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。
要介護1～5 要支援1・2 訪問看護	看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。
要介護1～5 要支援1・2 訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、自宅でリハビリテーションを受けます。
要介護1～5 要支援1・2 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士に訪問してもらい、薬の飲みかた、食事などの療養上の管理・指導を受けます。
地域密着型 要介護1～5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。
地域密着型 要介護1～5 夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護や、緊急時などの利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などを受けられます。

施設に通い利用する

要介護1～5 通所介護	デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。
要介護1～5 要支援1・2 通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリテーションが受けられます。

地域密着型	要介護1～5 要支援1・2 認知症対応型通所介護	認知症と診断されたかたが食事・入浴などの介護や、専門的なケアを日帰りで受けられます。
地域密着型	要介護1～5 地域密着型通所介護	定員18名以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。

一つの事業所で、通い・宿泊・訪問を組み合わせて利用する

地域密着型	要介護1～5 要支援1・2 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。
地域密着型	要介護1～5 看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて泊まりや訪問系(看護・介護)のサービスを組み合わせ、医療ニーズにも対応したサービスを受けられます。

短期間施設に入所する

要介護1～5 要支援1・2 短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事・入浴・排せつなど)や機能訓練などが受けられます。
要介護1～5 要支援1・2 短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

施設に入所する

要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	自宅で介護を受けることが困難なかたが入所する施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活介護や健康管理が受けられます。
要介護1～5 介護老人保健施設	病状が安定し、機能訓練に重点をおいた介護が必要なかたが入所する施設で、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションが受けられます。
要介護1～5 介護医療院	長期にわたり医療と介護が必要なかたが入所し、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションが受けられます。
地域密着型 要介護1～5 要支援2 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症と診断されたかたが共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
地域密着型 要介護3～5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29名以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練などのサービスが受けられます。

低所得のかたが施設を利用したとき居住費・食費が軽減されます

世帯全員が市民税非課税などの要件を満たすかたは下表の金額が限度となります。
(高齢者支援課への申請が必要です)

(R6.8～)

負担 段階	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居住費／日額				食費の負担 限度額 ／1日あたり
				従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
1	生活保護受給者のかた		単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	380円※1 550円※2	0円	880円	550円	300円
	老齢福祉年金 受給者のかた							
2	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額 ＋ 年金収入額が年間 80万円以下のかた	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	480円※1 550円※2	430円	880円	550円	390円 600円※3
3-①		前年の合計所得金額 ＋ 年金収入額が年間 80万円を超えるかた	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	880円※1 1,370円※2	430円	1,370円	1,370円	650円 1,000円※3
3-②		前年の合計所得金額 ＋ 年金収入額が年間 120万円を超えるかた	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	880円※1 1,370円※2	430円	1,370円	1,370円	1,360円 1,300円※3

※1 特養など ※2 老健・医療院など ※3 短期入所の場合

高齢者のかたが入所して生活できるその他の施設

入所を希望される際は、養護老人ホームを除きすべて、直接施設へお申し込みをしていただく必要があります。

有料老人ホーム	見守りや食事の提供、掃除などのサービスが受けられる施設です。(内容は施設により異なります) ※敷金や前払い金が必要な施設もあります	
	介護付き	特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設であり、入居しているかたを対象として、食事提供などの日常生活の支援に加え、入浴、排せつなどの介護サービスを受けられます。
	住宅型	介護サービスを受ける場合は、外部の介護サービス事業所と別途契約が必要です。
	自己負担	介護付きは220,000円/月～ 住宅型は152,000円/月～＋介護費用
サービス付き 高齢者向け住宅	バリアフリー構造を有し、安否確認や生活相談サービスを受けられる住宅です。食事の提供や生活支援サービスを受けられる住宅もあります。また、外部の介護サービス事業所と契約をした上で介護サービスを受けられます。	
	自己負担	157,000円/月～＋介護費用
軽費老人ホーム (ケアハウス)	高齢などの理由のため、自立して生活するのに不安があり、家族による援助を受けることが困難なかたが生活する施設です。	
	自己負担	(単身者)90,000円/月～＋介護費用
養護老人ホーム	自分で身の回りのことができないかたが、住環境および経済的な事情により自宅で生活することができないかたで、低所得(市民税均等割課税以下)世帯に属している、おおむね65歳以上のかたが生活するための施設です。	
	問い合わせ先 地域包括支援課 ☎04-7167-2318	

福祉用具貸与・購入、住宅改修について

福祉用具貸与

要介護

要支援

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

※イラストは一例(イメージ)です

対象となる用具

介護度によって、対象となる用具が異なります。

★印の品目の一部商品は購入も選択できます。

自動排泄処理装置

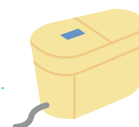
要介護1~3

要支援1~2

尿のみ

要介護4~5

便を吸引できるもの



車いす

要介護2~5



手すり

工事をともなわないもの

要介護1~5

要支援1~2



車いす付属品

要介護2~5



スロープ ★

工事をともなわないもの

要介護1~5

要支援1~2



認知症老人徘徊感知器

要介護2~5



特殊寝台

要介護2~5



歩行器 ★

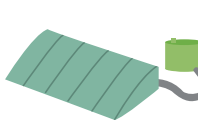
要介護1~5

要支援1~2



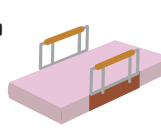
体位変換器

要介護2~5



特殊寝台付属品

要介護2~5



歩行補助つえ ★

要介護1~5

要支援1~2



移動用リフト

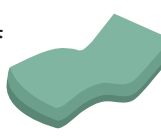
つり具の部分を除く

要介護2~5



床ずれ防止用具

要介護2~5



利用者負担

月々の利用限度額の範囲内で、レンタル費用の1~3割です。

福祉用具購入

要介護

要支援

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費の一部が支給されます。

※1年度につき10万円が対象購入費の上限です。★印の品目は貸与も選択できます。

対象となる用具

- 腰掛便座 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具部分 ●排せつ予測支援機器

★スロープ(屋外用を除く) ★歩行器(車輪付を除く) ★歩行補助つえ(松葉杖を除く)

利用者負担

購入費の原則1~3割です。(10万円を超えた部分は自己負担になります)

年内の購入額が10万円未満でも、翌年へ繰越はできません。

※都道府県の指定がない事業者や通信販売などで購入された際は支給対象外です。

住宅改修

要介護

要支援

より安全な環境を整えるための住宅改修に対し、対象工事費の一部が支給されます。

※20万円が対象工事費の上限です。

対象となる工事

- 手すりの取り付け ●段差の解消 ●滑りの防止、移動の円滑化のための床材変更
- 引き戸などへの扉の取り替え ●洋式便座などへの便器の取り替え

利用者負担

実際にかかった費用の原則1~3割です。(20万円を超えた部分は自己負担になります)

利用手続きの流れ

1. ケアマネジャーなどに相談
2. 柏市へ事前に必要書類を提出
3. 柏市による確認
4. 施工・完了・支払い
5. 柏市へ事後の申請
6. 住宅改修費の支給

※既に開始された工事は支給対象外です。※工事の前と後に手続きが必要ですので、必ずはじめにケアマネジャーなどに相談下さい。

介護予防・日常生活支援総合事業について

高齢者のフレイル※予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

※加齢により心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態

介護予防・生活支援サービス

対象者

1. 要支援1・2の認定を受けたかた
2. 基本チェックリストで事業対象者に該当したかた

要支援1・2 介護予防訪問サービス (訪問介護相当サービス)	ホームヘルパーが訪問し、生活援助や身体介護を利用者とともにを行います。
要支援1・2 生活支援訪問サービス (訪問型サービスA)	サポーター(かじサポ)またはホームヘルパーが訪問し、生活援助を利用者とともにを行います。
要支援1・2 たすけあいサービス (訪問型サービスB)	日常のちょっとした困りごとを助け合う、地域の支えあいやボランティアによるサービスです。各団体が自己負担額を設定しています。
要支援1・2 介護予防通所サービス (通所介護相当サービス)	デイサービスセンターで、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを受けられます。

健康づくり・フレイル※予防

対象者

65歳以上のすべてのかた

通いの場ふれあいサロン コミュニティカフェ	高齢者をはじめとする地域の方々が気軽に集まって、楽しくおしゃべりしたり、情報交換をしたりしています。いつでも誰でも参加することができます。 フレイル予防活動の場として市内各地で広がっています。 問い合わせ先 柏市社会福祉協議会 ☎04-7163-1200
フレイル予防講座など	住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、楽しみながらできる講座等を実施します。 また、地域でのフレイル予防活動の支援も行っています。 問い合わせ先 各地域包括支援センター ☎1ページ参照
フレイル予防・健康づくり 出前講座	フレイル予防や健康づくりの活動をしている市民グループや団体に対し、フレイル予防に関するプログラムの出前講座を行います。 問い合わせ先 地域包括支援課 ☎04-7167-2318
かしわフレイル予防 ポイント制度	40歳以上の市民で希望するかたに、かしわフレイル予防ポイントカードを発行します。市が指定するサロンやウォーキングなど健康づくりや、ボランティア活動に参加すると、カードにポイントが貯まります。貯めたポイントは、WAO N加盟店でお食事やお買物に使えます。 問い合わせ先 地域包括支援課 ☎04-7167-2318



高齢者在宅福祉サービスについて

住み慣れたご自宅での生活を続けられることを目的とした事業です。
 柏市に住民票と居住実態があり、介護施設に入所していない方を対象としています。

緊急通報システム		生活支援短期宿泊費助成	
ボタン一つで24時間受信センターに連絡できる装置をお貸しします。日常の健康相談や具合が悪くなり助けを呼びたい時にボタンを押すと、看護師等の相談員が対応します。		ご家族の都合などにより家にいることができないときに、指定の老人ホームに宿泊する一部費用を助成します。 (年10日以内)	
対象者	65歳以上の一人暮らしまたは世帯員が疾病等で緊急対応できないかた ※所得制限あり	対象者	65歳以上で、おおむね自立のかた
費用	無料～1,220円／月	自己負担	食事代など
寝具(ふとん)乾燥消毒		寝具(ふとん)丸洗い	
自宅にて寝具の乾燥消毒を行います。		年2回まで、寝具を預かり洗濯後返却します。	
対象者	一人暮らしまたは世帯全員が布団干しが困難であり、要支援・要介護認定を受けているか、事業対象者で、65歳以上のかた ※所得制限あり	対象者	寝たきりまたは認知症で失禁症状があり、要支援・要介護認定を受けているか、事業対象者で、65歳以上のかた ※所得制限あり
送迎費助成		訪問理髪費助成	
入退院や自宅からの医療機関受診時に特殊寝台車を利用されたときに一部費用を助成します。		訪問により、理髪サービスを受けるときの出張費用を助成します。(最大年4回まで)	
対象者	寝たきりであり、要介護3以上で65歳以上のかた ※所得制限あり	対象者	寝たきりで要介護認定を受けている65歳以上のかた ※所得制限あり
助成額	片道1回4,000円、年間96,000円を上限	自己負担	理髪費(上限3,200円)
配食サービス費助成		介護用品(紙おむつ)給付	
市の指定業者でお弁当配達を利用した場合に、その費用の一部を助成します。 ※ミキサー食・ムース食などの嚥下食に限ります。		月1回、紙おむつを配達します。	
対象者	65歳以上で嚥下食による食事摂取が必要である、要支援・要介護認定を受けている、もしくは事業対象者 ※所得制限あり	対象者	失禁症状があり、常時紙おむつを使用し、要介護2以上の認定(または身体障害者手帳1-2級)を受けているかた ※所得制限あり
自己負担	500円/1食		
要介護高齢者等住宅改造費補助		※所得制限… 本人及び同一住所の一親等内親族の市民税所得割額が合計16万円未満であること	
体の状況にあわせて、日常生活で既存住宅に改造が必要な場合に、一部費用を補助します。			
対象者	要支援・要介護認定を受けているかた ※所得制限あり	問い合わせ先 高齢者支援課 ☎04-7167-1135	

その他のサービスについて

柏市防災福祉K-Net	在宅医療の相談
災害時にひとりでの避難が困難な人(避難行動要支援者)が住んでいることを近所にお住まいのかた(支援者)に知っていただき、災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認等の避難支援を行う制度です。事前に登録が必要です。	柏地域医療連携センターの相談窓口では、在宅医療・介護に関するご相談を来所または電話で受け、必要な情報提供を行っています。 相談例 在宅医療の仕組みを知りたい。 在宅療養を考えているがどうしたらよいか。
問い合わせ先 福祉政策課 ☎04-7167-1131	問い合わせ先 地域医療推進課(柏地域医療連携センター) ☎04-7197-1510
ごみ出し困難者支援収集	移送サービス(福祉有償運送)
一人暮らしなどで、ご自身がごみ集積所にごみを出すことが困難で、原則として要介護3以上のかたを対象に、戸別でごみ収集を行います。要介護2以下の方につきましても、ご本人の実情をヒアリングして支援対象に認定させていただく場合があります。まずは下記までご相談ください。	公共交通機関を単独で利用することが困難な人の輸送を、社会福祉法人やNPO法人が行います。利用に際して、各事業者への登録が必要になります。
問い合わせ先 廃棄物政策課 ☎04-7167-1140	問い合わせ先 福祉政策課 ☎04-7167-1131
図書等郵送サービス	かしわオレンジSOSネットワーク事前登録
来館が困難な人へ、郵便による図書館資料の貸出しをします。	認知症などにより、はいかのおそれのあるかたを登録し、行方不明のときに初動の対応が迅速に行えるよう柏警察署と連携して対応します。
対象者 市内在住の、重度身体障がいもしくは寝たきりで介添えがなければ日常生活が著しく困難な人	問い合わせ先 地域包括支援センター ☎1ページ参照
問い合わせ先 柏市立図書館 ☎04-7164-5346	
かしわオレンジホットカフェ	郵便等による不在者投票
認知症のかたとその家族、地域住民、専門職などが集い、リラックスした雰囲気交流したり、認知症のかたを支えるつながりを支援します。	要介護5で投票所に行くことが困難な人は、あらかじめ手続きを行うことで、郵便での投票ができます。また、要介護5以外でも、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っているかたは障害の部位、程度により制度を利用できます。
問い合わせ先 地域包括支援センター ☎1ページ参照	問い合わせ先 柏市選挙管理委員会事務局 ☎04-7167-1092

コラム ～要介護認定の申請はタイミングが重要～

Q. 要介護認定申請はいつすればいいの？

- A. 病気やケガ・物忘れなどで、家事や、身支度などに支障が出始めたときや、食事や入浴・排せつに介護が必要になったとき、まずは、相談窓口にご相談ください。

例えば… **入院中のかたの申請のタイミングは**

治療や手術を控えているかた	→	治療・手術の後、状態が安定したころ
転院の予定があるかた	→	転院先の病院で状態が安定したころ
リハビリ中のかた	→	リハビリが進み退院のめどが付いたころ

Q. 今は自分のことは自分でできるけど、今後必要となったときのために申請したいのですが。

- A. 介護保険サービスの利用の予定がない状態で要介護認定を受けても、実際に介護保険サービスが必要になったときに、ご本人様の状態が変わっているために、すでにお持ちの要介護度(=要介護認定の結果)で利用できる介護保険サービスでは足りず※、改めて「区分変更申請」をしていただくことが多くあります。**介護保険サービスの利用が必要になったときに申請のタイミングです。**
※介護保険サービスは要介護度によって支給限度額が異なります。

Q. 認定されるまでに30日かかるのであれば、いざ介護保険サービスが必要になるときに間に合わないのではないですか？

- A. 介護保険サービスの利用をお急ぎのかたは、申請日(窓口申請書を提出した日)から利用できます。要介護度が出てから介護保険サービスを利用するためのケアプランを作成される場合は、支給限度額に合わせてサービス内容を組み立てることができますが、要介護度が出る前に介護保険サービスが必要になった場合は、認定調査の内容でコンピューターが判定した「仮の要介護度」を目安に、「暫定プラン」を立ててサービスを利用することも可能です。ただし、暫定プランを利用された場合、最終的な要介護度によっては自己負担額が生じることがあります。詳しくは、お近くの地域包括支援センター(1ページ参照)にご相談ください。

柏市役所 相談窓口

営業時間 平日(年末年始・祝日を除く) 午前8:30～午後5:15

介護サービスについて	高齢者支援課 介護サービス担当	04-7167-1135
要介護認定について	高齢者支援課 認定審査担当	04-7167-1134
介護保険料について	高齢者支援課 資格保険料担当	04-7167-1022
フレイル予防について	地域包括支援課	04-7167-2318
在宅医療の相談について	地域医療推進課(柏地域医療連携センター) 柏市豊四季台1-1-118	04-7197-1510

あなたのお悩み、 明石行政書士事務所へ お任せください！

見守り・財産管理・後見人・死後の手続など対応しています。

おひとりさま
準備・支援

遺言書
作成

相続
手続き

相続専門 18 年。

供養業界にも精通していることから、
相続のみならず終活を含めた相談や対策の
お手伝いをしております。



相続・終活コンサルタント／
行政書士 明石 久美



出版著書



セミナー風景

所在地

千葉県松戸市新田 373
ガーデンビレッジ 101
【新京成電鉄】
みのり台駅下車 徒歩 6 分
(ケーヨーデイツー近く)



ホームページ

<https://www.gyosyo-office.jp/>



相続・終活・老い支度相談所

明石行政書士事務所／明石シニアコンサルティング

お気軽にお問合せ・ご相談ください

☎ 047-703-7869



えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人とのご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3周忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？ 思い切って、お子さんたちへのサプライズ旅行と一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもごございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ



(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号



0120-302-282

受付時間:9:00~18:00 HP: <https://en-no-tabi.jp>

えんの旅



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

安心の老人ホーム紹介
こもれびの家

老人ホーム選びの 無料サポート

最速
対応

最適
対応

最適
提案

地域密着型の
柏市を中心とした東葛エリア

公平中立・即時対応の
手厚いアフターフォロー

こんなお悩みありませんか？

- ・ 空室のある施設、夫婦で入れる施設を探したい
- ・ 身元保証人がいない、資金面でお困りの方まずはご相談ください
- ・ 老人ホームの種類がたくさんでわかりにくい
- ・ 特養に入居するまでの間に
順番待ちできる施設を知りたい

まずはお気軽にこもれびの家まで
ご相談ください！



運営法人：株式会社柏斎苑 こもれびの家
所在地：〒277-0032 千葉県柏市名戸ケ谷 1-6-19
営業時間：9:00～17:00 年中無休



お問い合わせ



0120-87-9449

HP : <https://komorebi-ie.com/>





生前整理

いつか考えるではなく
今考えてみませんか？

いつか来る日の為に準備はとても大切です

生前整理とは自分が亡くなった後に残された家族が
相続や遺品整理で苦労しないために、自身の身の回りの
「荷物」や「財産」などを整理・処分することです。



こんなお悩み、
ルームズで
解決しませんか？

- 家族に負担をかけたくない
- 自宅の荷物やごみが多い
- 高齢者施設にはいることになった
- 何を考えればいいかわからない

ルームズはおかげさまで創業 15 年を迎えました！

クリーニング・リフォーム等のご相談も承ります。
詳しくは右の二次元コードより、ホームページにてご確認ください。



株式会社ルームズ

千葉県柏市藤心 81-1 <https://rms-interior.com>
TEL : 04-7190-5177 FAX : 04-7190-5193

お問い合わせ

 **0120-09-5177**

受付時間 / 9:00 ~ 18:00
定休日 / GW、お盆、年末年始

本誌ご覧のうえお問合せいただいた方は、見積作成時【クオカード 500 円】プレゼント！
また、成約時に【コシヒカリ 5kg】プレゼント！！